無線局の免許等関連手続の電子申請の段階的義務化

- 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）により、**国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定める者は、無線局の免許等関連手続について電子申請等を義務化**。
- **段階的な電子申請義務化**により、申請者・免許人等及び総務省の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等を推進。引き続き**丁寧な周知広報を実施**。 ※ウェブサイト、ポスター、リーフレット等

義務化の開始スケジュール

国、独立行政法人、携帯電話事業者等
基幹放送事業者（※1）
無線局を開設している法人(※2)

→ 令和 8年4月1日から
令和10年5月1日から
令和13年4月1日から

※1 コミュニティ放送事業者等を除く。
※2 無線局を5局以上開設している法人が対象。（地方公共団体等を含む。）

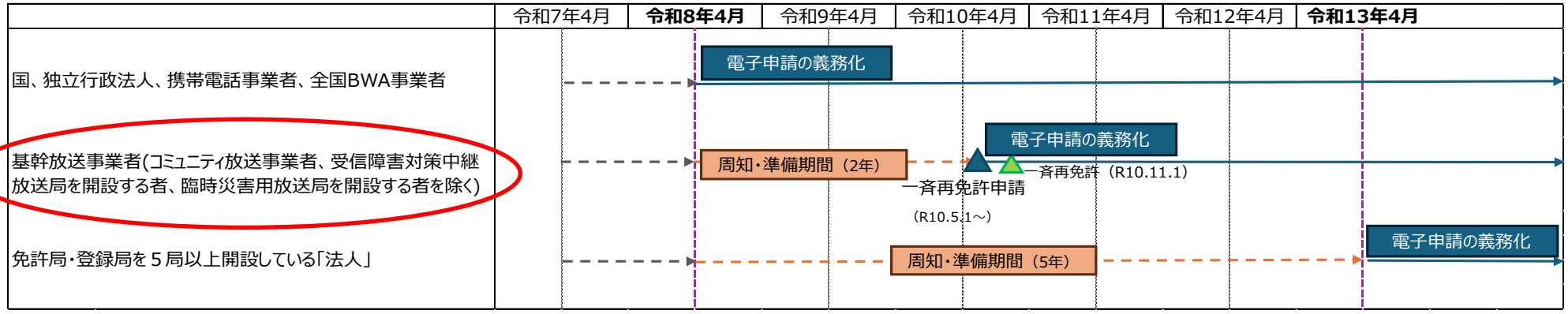
個人等（法人以外）※は、当分の間、電子申請は義務化しないこととしている。
※任意団体（例：自治会、町内会、マンション管理組合等）やアマチュア無線の社団局を含む。



（ポスター）



（リーフレット）



（参考）現行法令

○電波法（昭和25年法律第131号）　※電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律第27号）による改正後

（国の機関等による申請等の特例）

第102条の19　**国の機関**、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する**独立行政法人**及び**包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるもの**は、次の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当該手続を書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）により行うこととされているかどうかにかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

一　～　三十六　（略）　※免許の申請等の関連手続

２　前項の規定により行われた同項各号に掲げる手続は、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。

３　第一項の規定は、同項各号に掲げる手続を行おうとする者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により当該手続を行うことができない場合には、適用しない。

○電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

（相当数の無線局を開設している者）

第五十一条の九の二　法第百二条の十九第一項の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、携帯電話事業者等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局であつて電気通信業務用基地局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下この条において同じ。）の免許人又は設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五ＭＨｚを超え二、五七五ＭＨｚ以下及び二、五九五ＭＨｚを超え二、六四五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものであつて電気通信業務用基地局の免許人をいう。）とする。

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化（基幹放送事業者）

- 令和7年の電波法改正に合わせ省令を改正し、国、独立行政法人及び携帯電話事業者等について、令和8年4月1日から、電子申請の義務化を実施。
- **基幹放送事業者**（コミュニティ放送事業者等※を除く、以下同じ。）についても、携帯電話事業者等と同様に、優先的に確保された電波を使用する**公共性の高いサービスを実施**しており、社会的影響力が特に大きく、他の事業者に率先して電子申請に取り組むことが求められることから、**段階的な義務化の対象とする。**
- **義務化のタイミングについては、次の一斉再免許の申請開始日（令和10年5月1日）を施行日**とすることを想定。※受信障害対策中継放送局を開設している者、臨時災害用放送局を開設している者を含む。

義務化対象

✓ **基幹放送局の免許人**
（コミュニティ放送事業者、受信障害対策中継放送局を開設している者、臨時災害用放送局を開設している者を除く。）

※上に該当する者が行う申請等については、基幹放送局以外の無線局（STL、FPU等）に係る申請等についても義務化の対象とする。

省令改正案の概要

◆ 電波法施行規則第五十一条の九の二を改正する。携帯電話事業者等に係る現行条文を1号とし、2号として基幹放送局の免許人に係る内容を定める。